

(環境確保条例第118条の2 様式)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 3)

整理番号	102-3	調製年月日・契機	令和3年6月22日	・ 条例第116条第1項第1号	
所在地	中央区勝どき六丁目701番 (地番) 中央区勝どき六丁目7番19号 (住居)				
訂正年月日・契機					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	警視庁月島警察署 (令和3年1月31日 廃止)	面積	163 m ² (汚染地)	1,320 m ² (調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変 更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和3年5月6日	鉛及びその化合物	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		(株)オオスミ
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

[illegible]

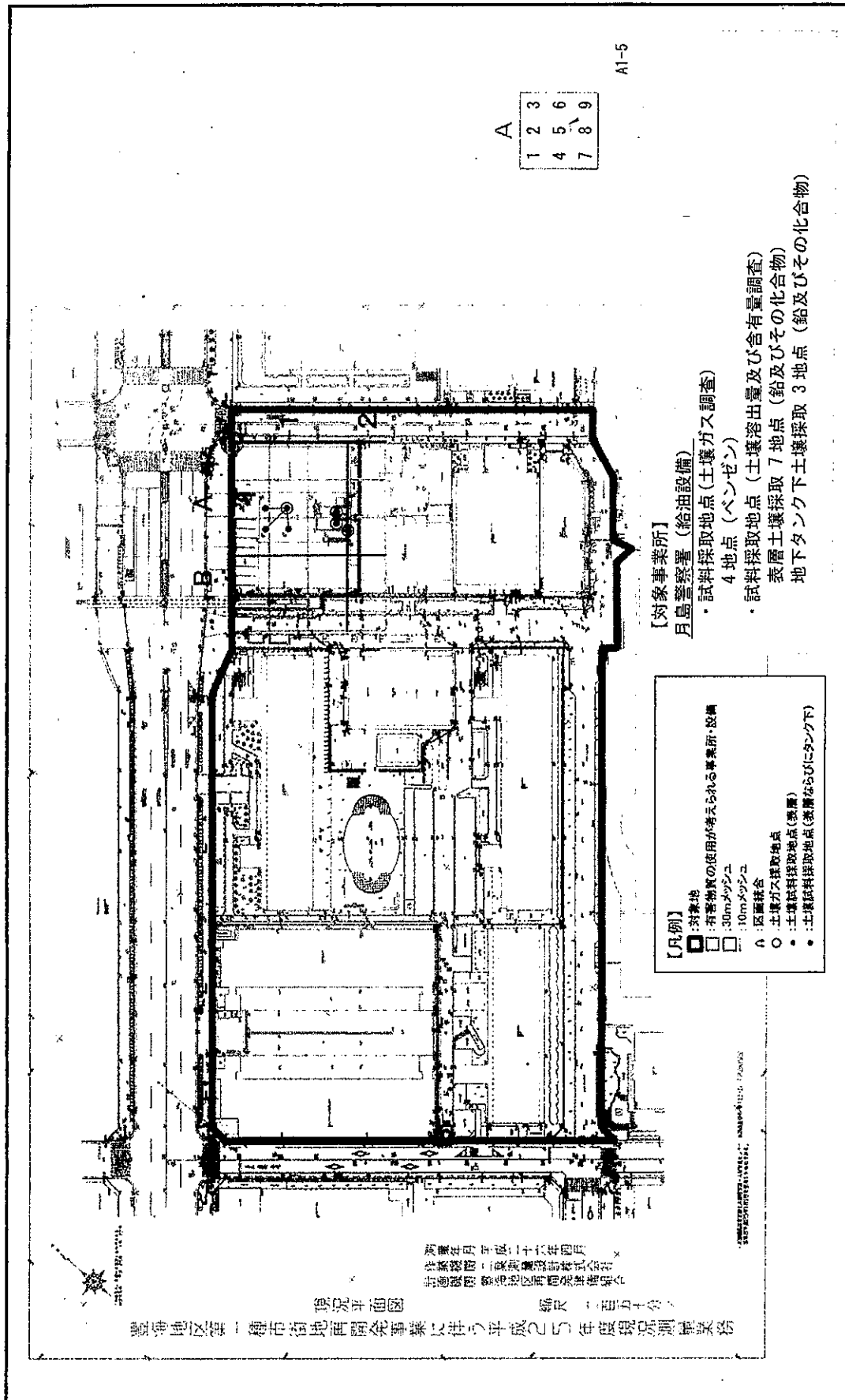


図 2-3 試料採取地点図

3. 調査結果

3-1. 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

土壌ガス調査結果は、表 3-1 に示すとおりである。

すべての試料採取地点で不検出（定量下限値未満）であった。

表 3-1 土壌ガス調査結果

単位：volppm

調査区分	試料採取地点	ベンゼン
全部対象区画	A1-7	ND
	A1-8	ND
	A2-1	ND
一部対象区画	A1-5	ND
定量下限値		0.05

ND：不検出（定量下限値未満）であることを示す。

3-2. 土壌溶出量及び含有量調査（第二種特定有害物質）

土壌溶出量及び含有量調査結果は、表 3-2 に示すとおりである。

鉛及びその化合物の溶出量試験において、A1-8 タンク下で 0.027mg/L、A2-1 タンク下で 0.016mg/L 検出され、溶出量基準に不適合であった。

表 3-2 土壌溶出量及び含有量調査

汚染のおそれが 生じた場所 の位置	調査区分	試料採取地点	鉛及びその化合物	
			土壌溶出量試験 mg/l	土壌含有量試験 mg/kg
現地盤面	全部対象区画	A1-7	0.005 未満	18
		A1-8	0.005 未満	9.2
		A2-1	0.005 未満	20
	一部対象区画	A1	0.005 未満	10
地下タンク下	全部対象区画	A1-7 タンク下	0.010	14
		A1-8 タンク下	0.027	24
		A2-1 タンク下	0.016	19
汚染状態に関する基準			0.01 以下	150 以下

A1 : A1-1, -2, -4, -5 の 4 点混合

■ : 基準不適合を表す。

タンクド（試料採取深度）：GL-2.80～-3.20m（基準面 2.70～3.10m）

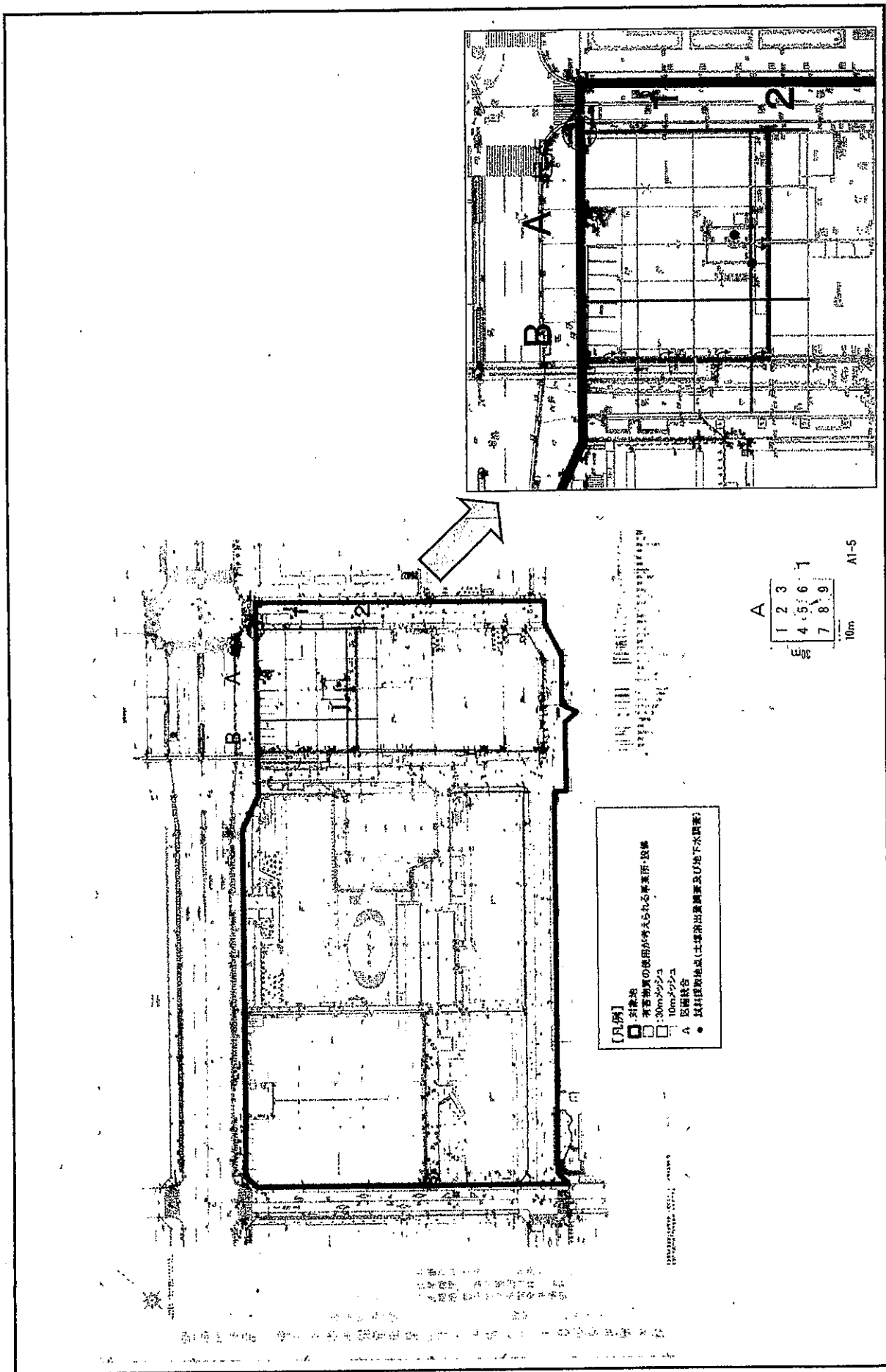


図 3-1 試料採取地点図（土壌溶出量調査及び地下水調査：鉛及びその化合物）

4. 調査結果

(1) 土壌溶出量調査

土壌溶出量調査の結果は、表 4-1 に示すとおりである。

(2) 地下水調査

地下水調査の結果は、表 4-1 に示すとおり、すべての試料採取地点で基準に適合した。

表 4-1 調査結果

採取深度 試料採取等対象物質 試料名	土壌溶出量試験 (mg/L)	
	鉛及びその化合物	
	A1-8	A2-1
2.6~3.1m 既往調査結果より	0.027	0.016
4.0m	0.005 未満	0.005 未満
5.0m	0.0078	0.020
6.0m		0.027
7.0m		0.018
8.0m		0.041
9.0m		0.005 未満
10.0m		0.005 未満
汚染状態に関する基準	0.01 以下	
地下水試験	0.0032	0.0054
地下水基準	0.01 以下	

■ : 基準不適合を表す

—平面範囲—

土壌溶出量または含有量調査において、特定有害物質による汚染状態が、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合しない場合、当該土壌溶出量調査または土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該特定有害物質について、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

—深さの範囲—

汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められなかった場合、最初に汚染が認められなかった深度までを汚染の深さとする。

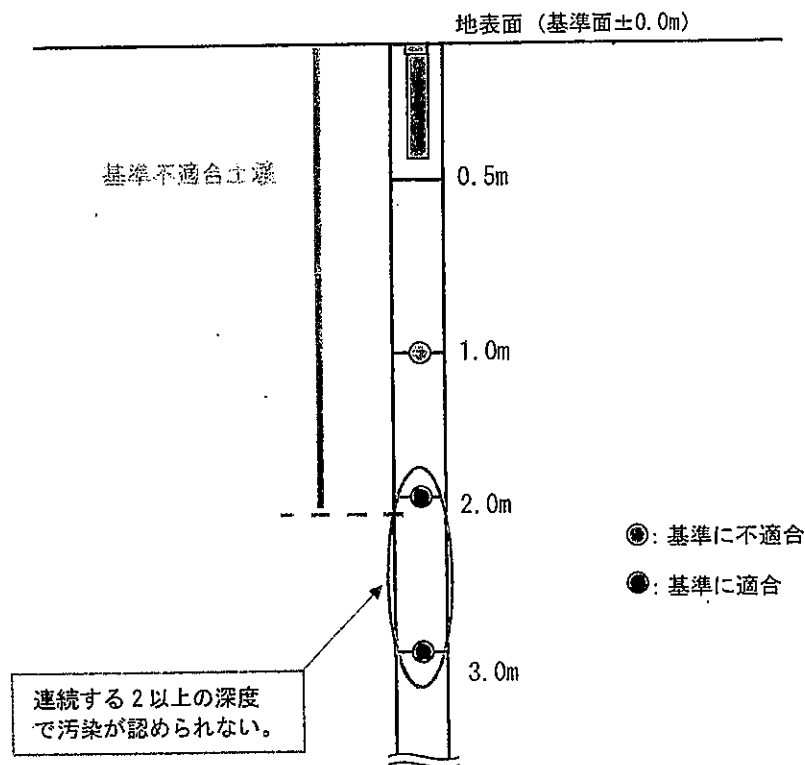


図 5-1 基準不適合範囲の考え方

表 5-1 基準不適合土壌の深さ

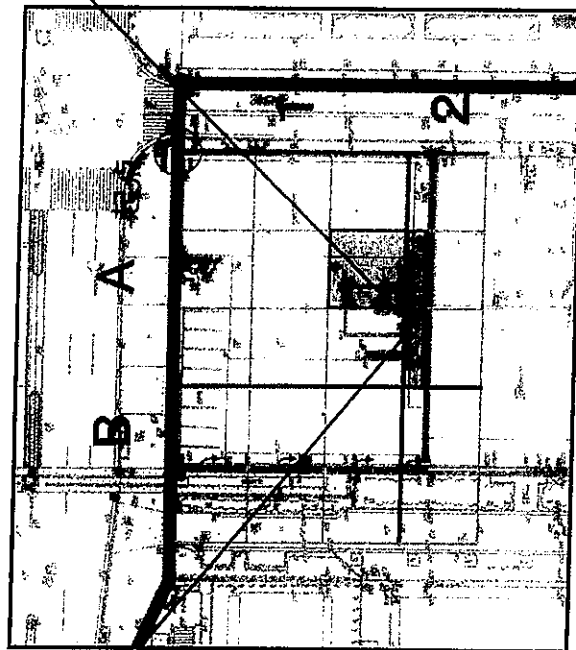
単位区画（統合区画）	区画面積 ¹⁾²⁾ (m ²)	基準不適合土壌の深さ
		鉛及びその化合物（溶出量）
A1-8	100	4.0m
A2-1 (A2-2)	63	9.0m

1) CAD 求積

2) 区画統合面積を表す。

深 度	試料採取地点 試料採取等対象物質	A1-8
		鉛及びその化合物 土壌溶出量試験 (mg/l)
2.6~3.1m		0.027
4.0m		0.005未満
5.0m		0.0078
基準不適合土壌の深さ		4.0m
汚染状態に関する基準		0.01以下
地下水		0.0032
地下水基準		0.01以下

■ : 基準不適合を示す。



深 度	試料採取地点 試料採取等対象物質	A2-1
		鉛及びその化合物 土壌溶出量試験 (mg/l)
2.6~3.1m		0.027
4.0m		0.005未満
5.0m		0.020
6.0m		0.027
7.0m		0.018
8.0m		0.041
9.0m		0.005未満
10.0m		0.005未満
基準不適合土壌の深さ		9.0m
汚染状態に関する基準		0.01以下
地下水		0.0054
地下水基準		0.01以下

■ : 基準不適合を示す。

A	1	2	3
	4	5	6
B	7	8	9

10m A1-5

図 5-2 詳細調査結果 (土壌溶出量調査 : 鉛及びその化合物)

